船舶からの大気汚染・油汚染の防止規則が変わります

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正が**平成22年7月1日**に施行されます。

国土交通省　海事局

以下の場合、又は、以下の方はご注意下さい。

エンジンを換装する場合	P1 ①
北海、バルト海、米国及びカナダ沿岸に行く場合	P1 ②
原油を輸送する場合（大至急ご相談を!!）	P2 ③
総トン数400トン以上の外航船を所有する方	P2 ④
船舶間で貨物油の積替えを行うタンカーを所有する方	P2 ⑤
南極海に行く場合	P2 ⑤

① 窒素酸化物(NOx)の放出基準の強化

平成23年1月1日以降に建造される船舶には、現在よりも窒素酸化物（NOx）の放出量が少ないエンジンを搭載しなければなりません。

- 130kW以下の出力のエンジンは対象に含まれません。
- 現行（一次規制値）よりも約20%NOxの放出量が少なくなります（二次規制値）。

エンジンを<u>換装する場合</u>には、「同一のエンジン」に換装する場合を除き、<u>換装時点での規制</u>に適合したエンジンを搭載しなければなりません。

未規制のエンジンを平成22年7月1日以降に換装するときには特に注意が必要です。

放出規制が適用されていない船舶の大型エンジンで、一次規制に適合させることが可能であると国際海事機関（IMO)が各国に通知したものは、通知から1年以後の最初の定期検査で改造することが必要となります。（通知があった場合には、告示でお知らせします。）

対象：　平成2年1月1日以降平成11年12月31日迄に建造された船舶に搭載されているシリンダー容積90 L／気筒、かつ、出力5000kW超のエンジン

②排気ガス中の硫黄酸化物(SOx)の抑制

船舶で使用できる燃料油の硫黄分濃度の上限値が段階的に厳しくなります。

実施時期	燃料油の硫黄分濃度の上限値	
	指定海域（ECA）(注2)	左記以外の海域
（現行）	1．5%	4．5%
平成22年7月1日以降	1．0%	
平成24年1月1日以降		3．5%
平成27年1月1日以降	0．1%	
平成32/平成37年以降 (注1)		0．5%

（注1）：平成30年に、「平成32年～」又は「平成37年～」のいずれかを決定
（注2）：北海及びバルト海（平成22年7月1日現在）、米国及びカナダ沿岸（平成23年8月1日～）

指定海域（上記注2）を**<u>航行する船舶には、燃料油変更作業手引書</u>**を備え置くことが必要となります。（様式は任意、記載すべき事項は※のとおり。）

(※)：　① 燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項
　　② 燃料油にかかる補機及び管装置等の構造に関する事項

③原油タンカーからの揮発性物質(VOC)の放出抑制

原油タンカーには、**主管庁の承認を受けた揮発性物質放出防止措置手引書**を船内に備え置くことが必要となります。(標準様式有り※)

(※):(社)日本船主協会、全国内航タンカー海運組合、日本海事協会、地方運輸局にお問い合わせ下さい。

④ オゾン層破壊物質の放出にかかる規制

総トン数400トン以上の国際航海に従事する船舶には、オゾン層破壊物質を含む**設備の一覧表**を備え置くことが必要となります。(様式は任意)

総トン数400トン以上の国際航海に従事する船舶には、**オゾン層破壊物質記録簿**を船内に備え置き、オゾン層破壊物質を含む設備の修理等が行われたときは、これを記載する必要があります。(様式は任意、記載すべき事項は※のとおり。)

(※): ①オゾン層破壊物質を含む設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充填、②オゾン層破壊物質を含む設備の修 理又は保守、③オゾン層破壊物質の放出、④オゾン層破壊物質の受入施設への放出、⑤オゾン層破壊物質の他の船舶への供給

オゾン層破壊物質が恒久的に封印されている家庭用冷蔵庫等は、規制対象から除外されます。(使用後に処分する際は陸上の規制に沿って適切に処分をしてください。)

⑤ 油による汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(平成23年1月1日以後の予定)

総トン数150トン以上の油タンカーが、洋上において他のタンカーと貨物油の積替えを行う(STS)場合は**主管庁の承認を受けた船舶間貨物油積替作業手引書**を船内に備え置くこと、又は掲示しておくことが必要となります。 (平成23年1月1日を予定)

ＳＴＳを実施する場合には、**実施の48時間前までに沿岸国に通報**することが必要です。 (平成24年3月1日を予定)

南極海域(南緯60度以南の海域)では、**特定の重質油**※をばら積み貨物又は燃料油として**積載して航行することは禁止**されます。 (平成23年8月1日を予定)

(※)：平成22年末までに省令で定められることとなっています。

詳細については、最寄りの地方運輸局、運輸支局、海事事務所までお問い合わせください。

◎お問い合わせ先一覧

国土交通省海事局	安全基準課 （TEL 03-5253-8111 内線 43-933）
北海道運輸局	・船舶安全環境課（TEL 011-290-2771）
東北運輸局	・船舶安全環境課（TEL 022-791-7516）
関東運輸局	・船舶安全環境課（TEL 045-211-7225）
北陸信越運輸局	・船舶安全環境課（TEL 025-244-6113）
中部運輸局	・船舶安全環境課（TEL 052-952-8021）
近畿運輸局	・船舶安全環境課（TEL 06-6949-6426）
神戸運輸監理部	・船舶安全環境課（TEL 078-321-7052）
中国運輸局	・船舶安全環境課（TEL 082-228-8794）
四国運輸局	・船舶安全環境課（TEL 087-825-1189）
九州運輸局	・船舶安全環境課（TEL 092-472-3174）
沖縄総合事務局	・船舶船員課　（TEL 098-866-1838）